

Title	大坂の惣年寄記録にみる能記事：公私における能とのかかわり
Author(s)	中川, 桂
Citation	演劇学論叢. 2002, 5, p. 52-67
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/97549">https://doi.org/10.18910/97549</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 大坂の惣年寄記録にみる能記事

—公私における能とのかかわり—

中川 桂

はじめに

江戸時代の大坂は、その行政区域が北組・南組・天満組という三組に区分されており、それぞれの組では数名の惣年寄が町政を管轄していた。惣年寄は、大坂では町奉行の次に位置する上級の町役人で、町奉行からの触書の伝達や地子銀の上納、諸職仲間の人別調査など、町政全般に携わった。その職務の中には、歌舞伎・人形浄瑠璃の芝居や、能にかかわる事項もあったのである。このうち芝居にかかわる惣年寄の職務についてはすでにまとめたことがあるが、本稿では惣年寄と、勳進能や稽古能とのかかわりを見ていきたい。

勳進能の開催時には、各町が分担してその札代や諸費用を負担するのだが、惣年寄はその代金の取りまとめや、能の開催中には「見分」と称する見回りを行っていた。ただ

し、これらの職掌を明文化したものは見出していない。しかしながら、たとえば寛保二年（一七四二）の年記がある『当番所取捌覚』（大阪商業大学商業史博物館蔵）には、次のような項目が見られる。この覚書は、牧野茂右衛門（大坂町奉行所の役人かと思われるが詳細不明）が整理した、町奉行所での仕事のマニュアルともいえるべき各種文書の雛型を集めたものである。

## 能狂言伺事

一、定舞台<sup>ニ</sup>而何日之内、稽古能<sup>非</sup>狂言等仕度願<sup>ハ</sup>御聞届被成候事。

## 右之留

一、御池通何丁目定舞台<sup>ニ</sup>而、明何日何町誰稽古能致度候<sup>ニ</sup>付貸申度旨、舞台主誰断出候<sup>ニ</sup>付、聞届候<sup>矣</sup>。

## 仕廻候節之書込

一、右稽古能或ハ狂言仕廻候旨、同幾日舞台主誰断来

候。夏。

ここで必要とされている職務は、稽古能や狂言のうち願出が許可されているものについては、開催場所と日時や主催者、舞台主を確認して許可すること、また終了時には、その届について書き留めておく、といったことである。これは奉行所が大坂市中での能開催について、期間や場所を正確に把握していたことを意味するが、当然惣年寄にもそのような通知は徹底されていたと思われるので、奉行所や惣年寄には、私的催しに近い稽古能に至るまで管轄の責任があったと考えてよいだろう。

本稿では、そのような惣年寄と能とのかわりを、大坂の惣年寄を勤めた永瀬氏の日記（大阪商業大学商業史博物館蔵、佐古慶三氏旧蔵文書）のうち、残されている天保年間以降のものから具体的に見ていきたい。今回取り上げる永瀬の記録の残存期間は、天保四年（一八三三）から安政二年（一八五五）までである。

ただし、今回考察の対象とする永瀬の記録は、筆録者と管轄区域が一樣ではないことを断っておかねばならない。永瀬氏は、当主が代々、七郎右衛門の名を襲って、大坂北組の惣年寄を勤めてきた。天保年間は、九代目にあたる七郎右衛門が当主として北組惣年寄を勤め、その長男である七三郎が御用見習として『日録』等の類を書き留めていた。

七三郎は「幾代介」と改名した後の弘化元年（一八四四）二月から、いわば独立して南組の惣年寄に任命されて役を勤めることとなった。ところが、彼は二年後の弘化三年（二八四六）三月六日に死没してしまう。そのため、幾代介の養子である直芳が、二代目幾代介として弘化三年の四月二十七日から南組惣年寄を引き継いだという経緯がある（大阪商業大学商業史博物館蔵『由緒書控』等による）。そのために、今回取り上げる日記類は、天保十四年（一八四三）までの筆者が初代幾代介で、北組惣年寄の御用見習としてのもので、弘化五年（嘉永元年、一八四八）からの筆者が二代目の幾代介で、南組惣年寄としてのものということになる。両者の立場は若干異なることになるが、役目を論じる上では、いずれをも惣年寄の任務として取り扱うことにする。

### 一 勸進能の開催と惣年寄

天保四年（一八三三）の『日録』、五月二十三日に次の記事がある。

一、御役者観世鉄之丞儀、来午三月中勸進能興行之趣、

廻状ニ而申来。

これは翌天保五年に行われる予定の勸進能について、惣

年寄のもとに廻状が来たことを記したものであるが、ここからは開催の前年に、役者から惣年寄ら町役に、廻状によつて開催の旨が伝えられていたことが分かる。

勸進能開催の場合、その前年にまえて予定を知らせていたことは、『大阪市史』所収の触書からも確認できる。この天保四年には同じ五月二十三日付で、「御役者観世鉄之丞儀、来午三月中於此地勸進能興行之事」との触が出されている（触五〇三四）。

ただし、ここで触られた勸進能は、実際には開催がかなり遅れたようである。翌天保五年（一八三四）二月十八日付で、この三月に予定していた鉄之丞の勸進能は事情により秋に延期するとの触が出され（触五〇七四）、九月十日には次の触が出された（触五一一〇）。

観世大夫弟子福王甚五郎、来未三月中於此地勸進能興行之事

観世鉄之丞儀、当秋中於此地勸進能興行之儀、先達而願濟之処、当春居宅類焼いたし、品々差支候段申立、為代観世大夫弟子福王甚五郎江勸進能興行之義相願、且当秋之義ハ差支有之候間、来未三月中興行いたし度旨、江戸表ニ願濟ニ付、此旨三郷町中江可申渡候。

午九月

讃岐

駿河

この文面には、勸進主である観世鉄之丞が「当春居宅類焼」のため勸進能興行に支障をきたしたとあり、ここから三月の興行延期も、どうやら自宅の火災が原因であったらしいことがわかる。そのため、結局は観世大夫弟子の福王甚五郎が勸進主となつて翌天保六年（一八三五）三月に興行を行うことが、この触書によつて通達されている。

勸進能開催の手順が比較的丁寧<sup>3)</sup>に控えられているのが、天保十年（一八三九）の『公用私用日録』に見られる事例である。この年の勸進能に際しては、さきの事例と同じく、前年の天保九年（一八三八）八月七日付で、明年、すなわち天保十年の四月中に勸進能を行うことが触書によつて伝えられている（『大阪市史』触五三〇三）。『公用私用日録』では、天保十年の三月二十三日から勸進能の記事が見られる。

一、方格惣会所江月番捨二郎・七三郎罷出、勸進能興行元春藤源七郎呼寄七致面会、明日郷々惣会所棧敷疊之鬮取為致候間、不残差出し候様申置候。

この日は惣会所において勸進主である春藤源七郎（金春流ワキ方）と顔合わせをし、翌二十四日に行われる勸進能畳割りの鬮取りについて確認をしている。翌日の記事は次のとおりである。

一、北組惣会所へ勸進能畳之割鬮取申付候付出勤。

これによって、各町ごとに畳割、すなわち当日の座席割が決められ、それに応じて負担金も定められた。

そして四月五日に初日を迎えたのだが、興行の続行に問題が生じた。当日の記事は以下のごとくである。

一、勧進能初日興行ニ付、七三郎出役いたし候。

一、尾張大納言様御逝去ニ付、鳴物停止之旨被仰出。

即刻、町々年寄呼出、申渡候。

勧進能は初日を明け、七三郎が見分に出向いているのだが、その日に尾張大納言死去に伴う歌舞音曲の停止が触れられ、早速町年寄を集めて申し渡された。これにより、勧進能はしばらく休止を余儀なくされたようである。つぎに勧進能の記事が見られるのは四月十七日の五日目の興行で（四月十二日から十六日まででは記述自体が欠けている）、翌十八日にも能について書き留められている。

・ 四月十七日

一、勧進能五日目興行ニ付、七三郎罷越候。菊沢ニも罷越候。

・ 四月十八日

一、勧進能六日目興行ニ付、七三郎、棧敷江罷越候。

入能・船弁慶、語付いたし候。シテ三次郎、ワキ

源七郎、大鼓石井仁兵衛、小鼓生駒正三郎、笛庄

田与兵衛、大鼓（大鼓カ）橋本熊三郎。

十八日の六日目興行の文中にある「入能」とは、当初の予定になかったものが演じられたとの意であろう。そのために、『船弁慶』に関しては「語付いたし候」との注記のほか、シテ・ワキの役者（ワキは勧進主の春藤）や囃子方の名を書き留めたものと思われる。このような記述は、永瀬自身が能に関心を持って見物に行っていたことのアラわれであろう。また、この日の見分に際しては「七三郎、棧敷江罷越候」とある。ここにみられる棧敷は一般用のものとも考えられるが、能場には役目として見分に来た者のための棧敷が設けられていた可能性が高いのではなからうか。このように、勧進能開催を間近に控えた時期の畳割の圖取りに際する業務が始まって、興行が始まれば見分に出向くというのが惣年寄の役目であった。

同様に勧進能開催時の手順に関しては、天保十三年（一八四二）にも有益な記事が残されている。実はこの時の勧進能は、本来その前年である天保十二年の四月に予定されていたのだが、勧進主である喜多六平太から病氣等を理由に興行の延期が願われ、結局は天保十三年に開催がずれ込んだのである。天保十三年に入ってからも予定は変更されており、この年の「公私日録」には五月四日付で次のごとく書き留められている。

一、昼後西御用部屋。月番御呼、幾代介罷出候処、渡

野格三殿を以、喜多六平太母義病氣ニ付、代り之もの勸進能罷越相極候上、頃合等可被仰下段御書付被来、御渡候。

すなわち、勸進主である喜多六平太の母親が病気のため、勸進能開催が困難なので、別の者が勸進主として能を行う、というものである。

勸進能開催に向けての動きが具体的になってくるのは八月に入ってからである。

・八月六日

一、御役者金春惣次郎義江戸表着いたし候旨、此方宅へ直ニ申出、例之通袴地一反持参。

喜多六平太に代わる勸進主は金春惣次郎となり、彼が江戸から下つてきて惣年寄宅へ挨拶に来ている。この文面に「例之通袴地一反持参」とあるので、手土産をもって惣年寄を訪れるのが、勸進能の際の慣例であったと推察される。翌七日の日記には「勸進元金春惣次郎着いたし、初日等之義茂届出候」とあり、惣次郎から初日を開ける日についてなどの届があつて、勸進能は八月十六日から、榎村常舞台において始められた。当日の日記には「榎村於常舞台勸進能興行、今日初日」と記されている。翌十七日には勸進能の二日目の興行があり、永瀬も出役している。この勸進能は晴天六日の開催となっており、八月二十三日付で「勸進

能六日目、七郎右衛門罷越」とあつて、雨天を挟んでこの日に興行を終えている。

ところで、勸進能の開催については町ごとに割当金を課せられるため、町民もその支出が負担となっていた。そのため近世末期にも開催の間隔が変動しており、天保十四年（一八四三）に開催したのは、文政十年（一八二七）に取り決められて以来の間隔であつた隔年ごとの興行から、それ以前と同様に五年ごとの興行に改められた。この天保十四年の勸進能は鷺仁右衛門が勸進主であつたが、その様子はこの年の『公用日録』（下半期分）および『私用日録』からうかがい知ることができる。

まず、『公用日録』に八月七日から九日にかけて、次の記事が見られる。

・八月七日

一、鷺仁右衛門義、明八日天満組惣会所へ出候様、月番申達候。

・八月八日

一、天満組惣会所江大□□幾代介罷出、鷺仁右衛門罷出候付致面会候。能場絵図并書番組とも持出候。其外夫々書面を以申出候趣ハ承置候。委細ハ留ヘ有之ニ付略之。

・八月九日

一、惣会所へ鷺仁右衛門名代荒木清九郎罷出、町々丁代も呼出有之。能棧敷并疊圖取為致候。月番幾代見届候。

ちなみに『私用日録』にも、八月八日付で次の記事が見られる。

一、天満組惣会所へ鷺仁右衛門面会罷越、天満重谷へ罷越候。

これらの記事からは、天保十三年の例と同じく、勧進能の開催にさきだつて勧進主の役者が挨拶に来ることが分かるが、この事例ではその時に能場の絵図や番組も持参している。また、能棧敷や疊場の圖取にも勧進主の役者および惣年寄が立ち会つたようであるが、この時は鷺仁右衛門の名代として荒木清九郎なる人物が立ち会つている。

この時の勧進能については開催中の記事が不足しているが、逆算するところ八月二十八日に初日を開けたらしい。八月三十日には永瀬が昼から見物に行つているほか、九月三日に勧進能の興行が本日は六日目であるとの記事があり、これが最終日であつたらしく、翌九月四日に次の記述がある（『私用日録』）。

一、鷺仁右衛門興行相済、挨拶罷越候。

興行終了の翌日に、勧進主である鷺仁右衛門が惣年寄のところまで挨拶に来たことが分かる。

以上に見たような記事内容からは、大坂における勧進能のおおよその開催手順を明らかにすることができる。これまで勧進能の開催については、池内信嘉氏の『能楽盛衰記』上巻「江戸の能」や、横井春野氏の『能楽全史（改訂版）』中巻で、主に江戸における勧進能の開催について述べられており、とくに池内氏は、寛延三年（一七五〇）と弘化五年（一八四八）の江戸での勧進能にかかわる一連の詳細な記録を紹介して、その開催手順や能場の設営の様子を明らかにしている。そして江戸の事例に付随して、両書ともに大坂の勧進能についても触れているのだが、具体的な史料に基づくじゅうぶんな考察はなされていない。そこで、以上に見てきた日記類の数年分の記事から、勧進能開催にかかわる全体の流れを整理してみたい。

そもそも大坂での勧進能は、おおむね江戸の、役者や囃子方といった能に従事する者が勧進主となるもので、開催にあたっては、まず江戸で幕府の許可を受け、大坂へ通達される。大坂における動きはそれ以降のことになる。

まず、開催の前年に、惣年寄へは廻状によってその開催が通知される。このことは『大阪市史』所収の触書からも確かめられる。開催年に入り、勧進能の興行が近づいて勧進主の役者が江戸から大坂入りすると、惣年寄、あるいは惣会所へ挨拶に来る。この時に役者が手土産を持参するの

が通例であつたとみえる。その具体例は一例のみであるが、天保十三年の金春惣次郎の場合は袴地一反を持参している。なお、挨拶回りについては、安政六年（一八五九）の大坂勸進能主催者である大倉六蔵が、大坂到着の二日後に町奉行所へ到着の届を提出し、また天満天神の神主である滋岡功長に挨拶に向向いたことが大谷節子氏の論考で紹介されており、当然のことながら、挨拶回りは惣年寄だけでなく奉行所も対象となつていたことが確かめられる。

勸進能開催までの手順に戻ると、挨拶回りから数日のうちに、役者が勸進能興行の開幕日を知らせ、能場の絵図や番組を惣年寄に渡す。そして勸進主（あるいはその名代）と惣年寄が立ち合ひの上、各町の棧敷や畳割を決める鬮取を行う。勸進能が始まると、惣年寄は適宜見分に出向く（これに関しては、惣年寄間での日程分担の有無など詳らかでない点が多い）。勸進能が終了すれば、興行最終日の翌日以降に勸進主が惣年寄に挨拶を済ませ、これで一通りの手順が終了となる。

これまでに取り上げた年次のほかにも、惣年寄と勸進能興行とのかわりをうかがうことができる永瀬の記録がある。以下は天保七年（一八三六）の『日録』に留められた、四月の一連の記事である。ここで興行の記述が欠けている日のうち、十三日と、十六日から十八日まででは雨であつた。

・ 四月十一日  
一、山田藤右衛門勸進狂言、今日より初日相勤候ニ付、七三郎昼後罷越候。

・ 四月十二日

一、勸進狂言二日目、七三郎罷越候。

・ 四月十四日

一、勸進狂言三日目、七三郎出役いたし候。

・ 四月十五日

一、勸進狂言四日目、七三郎昼後見ニ罷越候。夫より重

谷罷越候。

・ 四月十九日

一、勸進狂言、七三郎見ニ罷越候。重谷氏らも罷越候。

・ 四月二十日

一、(略) 勸進狂言六日目、七三郎出役いたし候。

ここに見られるのは、能を含まない勸進狂言の記録であるが、これらの記事は、役目として永瀬が連日、勸進興行に出役したことを示すものである。同年には次の記事も見られる。八月二十一日付のものである。

一、糟谷宇左衛門興行能有之候付、七三郎罷越候。福

王弥三右衛門、旭翁与改名いたし、松風のワキ并

松虫一調相勤候。

この催しは勸進能ではないが、これも恐らくは役目とし



て出向いたものであろう。しかし役者の改名や、当日演じられた曲名を書き留めているあたりは、記録者の能に対する関心が高かった様子をうかがわせる。

やや年次を隔てて、二代目幾代介の筆と代わる嘉永四年(二八五二)の『公用私用日記』では、四月十三日付で勸進能の記事が見られる。

一、朝飯早々南組へ出勤之上、<sup>まき</sup>勧進能置圖取、安井差支ニ付、代り出勤致ス。且又三八ニ付、七ツ時過比惣会所ニ出勤罷在、帰宅致。

この記事では勸進能開催を控え、置割の圖取のために惣会所へ出勤しており、それは惣年寄の安井に不都合が生じたための代理であつたらしい。文中の「三八」の意味するところは判然としない。

この勸進能については、『大阪市史』に「参考二二三」として、四月十七日付で次の記事が載る。

於天満天神社地、能興行有之候ニ付、木戸札売捌方之事口演

一、来ル廿二日々日数晴天六日之間、天満天神社地ニおゐて、能興行御座候ニ付、御見物ニ御出被遊候御方様者、右通り札町内会所ニ御座候。

一、木戸札 銀貳匁

但、三日目五日目銀三匁

置ほ 拾壹拾貳

右之通御座候、以上

亥四月十七日

町内会所

ここから、この年の勸進能は天満天神社の境内で、四月二十二日から晴天六日間の日程で行われたことが知られ、圖取もそのためのものであることが分かる。また、この時の勸進主は大藏千太郎であった。<sup>(8)</sup>この勸進能の見分については、日記に次の記事が残されている。

・ 四月二十三日

一、朝飯後<sup>まき</sup>勧進能出役、月番九兵衛代り罷越候而夕方帰宅致ス。

・ 四月二十四日

一、四ツ時比々能へ罷越候而、夕暮前帰宅致ス。

ほかにこの年は、九月二十六日に「昼飯後早々中嶋屋宗助連、榎村稽古能罷越ス」、また二十九日にも「昼飯後榎村屋敷能場罷越候。晩方帰ル」との記事があるが、これらはいずれも稽古能の見分であらう。

次に、時期がやや下つた安政二年(二八五五)の『公私日記』の記述を見ておきたい。なお、公私日記に能の記事が残されているのはこの年が最後である。

・ 四月十一日

一、朝後、天満天神境内勸進能へ出役致、夕方帰宅致ス。

・ 四月十五日

一、式日御礼ニ付東西へ罷出候。右濟、勸進能二日目

ニ付出役致ス。

・ 四月十六日

三日、能へ出役。

・ 四月十七日

八ツ時比五五日勸進能へ出役致、夕方帰宅。

・ 四月十八日

一、早朝方勸進能へ出役致ス。右場所方東地方へ安井

呼遣候処、同人不慣ニ付、代り罷出候処、□持書

付直り相下候。右濟、又々能場へ出役致、夕方前

帰候。

この時の勸進能に際しては、前年（安政元年）の五月十七日に、金春八左衛門を勸進主とする能興行が来年の四月中に行われることが触れられ（触六〇〇九）、安政二年に入つて三月二十四日付で棧敷代、疊代、木戸札代について通達され、初日は四月十一日からとなっている（補達八四九）。

この日付は日記における出役の記述と符合しており、勸進能が当初の日程通り行われたことが分かる。この勸進能が晴天六日の開催であったことは補達にも記されているが、永瀬の記述は十六日と十七日の間に「四日目」が抜けているので、何らかの記入の誤りがあるものと思われる。この

時の六日分の番組が、やはり大阪商業大学の加藤家文書の中に残されている。初日は勸進主である金春八左衛門が『高砂』『羽衣』『三井寺』『異服』のシテを演じているほか、金春錠次郎の『田村』、金春朋之助の『春栄』、中村平左衛門の『野守』と、『翁』を除くと能七曲が演じられており、六日間を通じて一日に七曲ずつの上演となっている。幕末にはこの後、安政六年（一八五九）と文久三年（一八六三）の二回の勸進能が行われているが、いずれの年次についても、永瀬の記録自体が伝存していない。

## 二 稽古能と見分

能興行の中には、最も公的な催しである勸進能のほかに稽古能などがあった。稽古能については勸進能ほどの厳密な出役義務は、惣年寄には課せられていなかったと思われるのだが、残された記録から惣年寄が稽古能とどのようにかかわっていたのかを見ておきたい。

天保八年（一八三七）の『公用私要日録』十月十四日条に次の記事がある。

一、於榎村常舞台能有之。七郎右衛門、仁兵衛、庄左衛門、又兵衛、官之助、藤一郎、捨三郎、小伝次、亀之丞、七三郎、弥衛太、勝次郎、嶋次郎、廉助

罷越候。

三次郎 左衛門 三次郎 三次郎 左衛門  
枕慈童。熊野。七騎落。望月。船弁慶

この稽古能には総勢十四名で出向いているが、その中に惣年寄の名前が散見されることから、これが役目のための見分であった気配をうかがわせる。ここに挙げられている人名のうち、永瀬七郎右衛門（筆録者七三郎の父）、薩摩屋仁兵衛、江川庄左衛門、渡辺又兵衛、今井官之助、薩摩屋小伝次、安井廉介（助）らが当時の惣年寄名であり、彼らが揃って出役したということである。その後シテの役者名と曲名が控えられている点から、永瀬の能に対する関心の高さをうかがわせる。

なお、この時の番組が伝存しており（福王茂十郎氏蔵のものによる）、その冒頭に刷られた日付は十月十三日になっている。また末尾には「始正卯之刻、雨天ニ候者翌日」ともあるので、この時は雨天のため開催が一日遅れたものと考えられる。番組に記された曲名とシテ役者は永瀬の記事と一致しており、三次郎は野村三次郎、左衛門は古春左衛門である。番組には能のほかに、狂言五番も記されている。次に示すのは天保八年（一八三七）十一月十一日の記事である。

一、榎村舞台ニ稽古能有之、見三行。

九左衛門改

伝五郎 真助 伝五郎  
邯鄲。角田川。羅生門。盛久。雷電。

この稽古能に際しては、役目のために出向いたのか、純粹に娯楽として楽しみに行ったのかが明らかでないが、「見三行」との文言からは、娯楽として足を運んだような雰囲気も感じられる。ただし、翌天保九年（一八三八）八月二十七日にも榎村舞台での稽古能に「罷越候」との記事がある。奉行所では勧進能と稽古能のいずれについても把握していたが、惣年寄も稽古能の際は、必ずではないにせよ見廻りに出向いていたといえそうである。

天保十年（一八三九）の『公用私用日録』三月十七日も稽古能の記事が見られる。

一、稽古能昨日興行之筈、雨天ニ付今日興行有之。七郎右衛門、仁兵衛、又兵衛、八十太郎、庄左衛門、官之助、藤一郎、小伝二、道之助、七三郎、弥衛太、勝次郎、四郎三郎罷越候。

この稽古能には総勢十三名が出向いているが、ここでもやはりその中に七三郎をはじめ、永瀬七郎右衛門、薩摩屋仁兵衛、渡辺又兵衛、江川庄左衛門、今井官之助ら惣年寄の名前が見られるので、役目のための見分として一同揃って出役したものと思われる。

次の稽古能の記事も同年八月二十七日のもので、榎村常舞台での稽古能にさいし、当日の上演曲目が書き留められている。

一、於榎村常舞台稽古能有之、罷越候。田村。野々宮。道成寺。安宅。熊坂。

また、同年の十一月十一日付では、古春左衛門宅での稽古能に六人で出向いたことが記されている。

一、古春左衛門宅ニ稽古能有之。秋花、杉軒、一朶、学山、（同家カ）古愚同道罷越候。

能、春日龍神。胡蝶。三輪。天鼓。舍利。囃子、八寫。一調、籠太鼓。夜討曾我。氷室。

ここでは惣年寄の連名とは異なり、雅号らしき名が書き連ねられており、七三郎自身についても「古愚」と号で記しているところから、これは公務でなく娯楽として出掛けたものではないか。

しかし、いずれにしても永瀬は能への関心が高かったのであり、役目のための見分であつても、上演内容に興味を持つていたことがいくつつかの記述からうかがえる。それは次の記事からも確かめられるところである。以下は翌天保十一年（一八四〇）の『公私日録』四月十一日の記事である。

一、於榎村常舞台、柳川金作興行稽古能有之。兩人共罷越。

三次郎 権兵衛

鉄輪。松風。檀風。金作。

融 権兵衛 雨天ニ付後チシテ斗

三次郎

船弁慶 語、延引。

この日は天候が悪化し、竹田権兵衛の「融」が後場だけ演じられたり、「語」つきの演出が予定されていた野村三次郎の『船弁慶』は中止となったことが書き留められている。このような記述は、永瀬が能に対する知識があり、舞台上で演じられている能を注意深く見ていたことの表れであろう。ちなみに柳川金作はワキ役者で、当日も「檀風」のワキを演じている。

この年は、ほかにも各種の能見分の記事があり、曲名が書き留められている場合が多い。

・ 四月二十一日

一、御宮御能有之候付、拝見罷出候。高砂。田村。遊行柳。芦刈。乱。

・ 四月二十二日

一、於榎村常舞台稽古能有之。此方兩人共見物罷越候。加茂。熊野。谷行。善知鳥。是界。

二人大名。引く、り。靱猿。宗論。

・ 十月十六日

一、大藏流狂言師素人藤田彦四郎事改名、三十郎義、

此度黒人ニ相成候付、今日為右弘稽古能有之候。

十月十六日の記事は、素人狂言師の藤田彦四郎が三十郎と改名の上、このたび玄人となり、この日披露目の稽古能が行われたというものであるが、この記事だけでは永瀬が見分に出向いたかどうかは不明である。

その翌年である天保十二年（一八四二）の『公私日録』にも、稽古能に出向いた記事が二件見られる。

・ 八月二十二日

一、於榎村常舞台小松原興行稽古能有之。此方両人見物ニ罷越候。

・ 十月三日

一、於常舞台稽古能興行ニ付、幾代介罷越候。

八喜 三笑 蟬丸 安宅 海人

また、天保十三年（一八四二）の『公私日録』にも、二月二十六日付で稽古能に足を運んだ記事が見られる。

一、榎村於常舞台稽古能有之、見物罷越候。

嵐山 栄之進 松風 鉄之丞 隅田川 三次郎。

葵上 鉄之丞 夜討曾我 三次郎。

文角力 源右衛門 孫聲 宇右衛門 金岡 源六。

宗論 彦四郎。

このあたりの記事も公務であったのか私事で出向いたのかは判然としないのであるが、いずれにせよ「見物」との

文言からは、私的な関心も高かったさまがうかがえるのではないだろうか。

つづく天保十四年（一八四三）の『私用日録』のうち、四月八日付の記事に興味深い箇所がある。

一、鷺源右衛門、明九日稽古能興行ニ付、銀壺両差遣候。

これは翌九日に予定されていた稽古能に際し、永瀬からその主催者と思われる鷺源右衛門に一両を祝儀として遣わしたということであろう。もとよりこれは、永瀬の個人的関心からの贈与と思われる。そして翌日の記事には「榎村ニおゐて稽古能有之、七郎右衛門罷越候」とあり、七郎右衛門が見物に出向いている。

嘉永元年（一八四八）の『日録』から、筆者は二代目幾代介に交代している。この年は勧進能は開催されていないが、能見分は同様に行われている。

・ 三月八日

榎村ニ能有之候ニ付罷越、夕方帰宅。

・ 三月二十九日

朝飯後榎村江能見分ニ出役、夕方帰宅いたし候。

これらは簡単な記述であるが、「能見分ニ出役」とあるため、役目のための出役であることが知られる。同様に六月七日に「榎村能場へ罷越候」、また八月七日にも「三人

同道ニ血楯村能へ罷越候」との文言があるが、これらもおそらく見分を示すものと思われる。なお、三月八日の演能については、幕末大坂の見聞記『浮世見聞集』（大阪府立中之島図書館蔵）に番組の写しが残っており、当日の曲名とシテの役者は、それぞれ『嵐山』（野村禎之助）、『住吉詣』（野村三次郎）、『道成寺』（金剛市三郎）、『安宅』（市三郎）、『熊坂』（三次郎）であったことが分かる。

嘉永三年（一八五〇）の『公用私用日記』には、八月二十九日付で次のような記述がある。

天満能場へ出役致居候処、七ツ時比より米相場之儀ニ付口達相済候ニ付、町々年寄呼出申渡候故、右形取見届出勤立合候事。

これは天満能場へ役目として出向いていたところ、米相場の件が出来し、その口達の伝達等を行ったとの内容である。ここからは、能の見分は役目の一つではあっても、緊急の公務が生じたさいには公務が優先されていたことが明らかになる。

むすびにかえて―私的娯楽としての能

これまでも触れてきたように、惣年寄にとって能の見分は公的な役目の一つではあったのだが、とくに初代幾代

介（前名七三郎）の場合は、二代目と比して非常に能への関心が高く、たんに役目のためだけに向向していたとは考え難い。次に示すのは天保四年（一八三三）の『日録』十月八日の記事だが、これも初代幾代介が能に関心を持っていた一例と思われる。

一、七三郎東明石屋へ罷越、女子出生之祝申達候。  
一、同人曾根崎舞台へ能見ニ罷越申候。

東方朔。 草紙洗。 山姥。 摂待。 土蜘蛛。  
二人袴。 入間川。 無布施経。 子盗人。

「曾根崎舞台」は、天満楯村の常舞台である。やはりこの記事からだけでは、幾代介が役目のために能へ出向いたのか、それとも娯楽として見物にいったのかは明らかでない。しかし、上演された能と狂言の演目を書き留めているところからは、能への関心が見てとれる。少なくとも彼は役目のためだけに能興行へ足を運んでいたのではないように思われる。

次の記事は天保十四年（一八四三）の『私用日録』、六月十四日のものである。

一、肥後御屋敷神事ニ付幾代介罷越、岩船、薄卜狂言  
二番見候而引返候。

ここにある「肥後御屋敷」とは、中之島にあった肥後藩の蔵屋敷であろう。その神事で能と狂言が演じられたおり

に出向いたことを書き留めたものである。これは公務としての列席であった可能性が高いと思われるが、見物を済ませて帰途についたとの記述は、彼の能愛好の一面がうかがえるものと見てよいのではないか。

そのような能愛好の姿は、次のような記述からも知ることがができる。七三郎が公務以外にも、当時の教養のひとつとして、あるいは娯楽として能と接していたことを示すものである。以下は天保八年（一八三七）の『公用私要日録』である。

・ 十月六日

一、御像様精進上ケ。薩摩屋父子、渡辺、江川、今井、廉助、継次郎入来、大ニ酒はづむ。謡、舞、平家并書画、巻書等出ル。

・ 十月九日

一、渡辺ニおゐて井吉謡会有之。七ツ時比より小伝二、捨三郎、官之助、亀之丞、七三郎罷越候。尤田中又三郎、同慶次郎入来。

女郎花。羽衣。熊野。

このように法事で謡や舞が披露されたり、また謡の会が催されることがあったのである。これらの記事は、当時の上層町人に教養として謡が広く嗜まれており、七三郎がそれを享受していたことを示すものである。九日の日記には

当日謡われた曲名が控えられており、ここにも七三郎が能を愛好した様子が表れている。いっぽう、二代目の幾代介のほうは能への関心は薄かったとみえ、記事においても役目としての見分以外には能とのかかわりはうかがえず、見分記事にも当日の曲名を控えた例は見当たらない。

惣年寄に課せられた興行見分の役目は、能だけではなく、歌舞伎や人形浄瑠璃といった芝居や、相撲についても同様であった。したがって二代にわたる永瀬幾代介も、道頓堀の芝居小屋や相撲の興行にしばしば見分に出向いており、そのことが日記にも記されている。しかし、芝居の外題や役者名、あるいは力士名等はずっとに書き留められていない。今回紹介した、とくに七三郎の筆録した能にかかわる記事は、芝居や相撲の見分記事に比してかなり詳細なものであり、永瀬七三郎はやはり総じて能に対する関心が高かったと思われる。したがって、以上の記事中には役目以外の観能も含まれていると考えられるが、これは能や謡が、当時の町人には一般的な教養であったことを物語るものである。永瀬氏の日記に見られる能関連の記述は、惣年寄が職務上の必要から能とかわわっていたと同時に、教養の一つとして能に接していたことを示す事例といえるのではないだろうか。

- (1) 「大坂の惣年寄記録にみる公儀の芝居把握―嘉永年間『御用留』を中心に―」(大阪大学芸術学講座「フィロカリア」一五号)、「幕末大坂の惣年寄資料にみえる芝居記事―『御用留』安政六年〜元治元年の記事を中心に―」(本紀要一号)、「幕末大坂の惣年寄資料にみえる芝居の動向―『御用留』慶応元年〜三年の記事を中心に―」(本紀要二号)。
- (2) 同時期の記録を見出していないが、延享版『難波丸綱目』の「東御奉行附御与力」に牧野平左衛門と牧野金左衛門、また安永版同書にも牧野平左衛門・富五郎と牧野治部右衛門という牧野姓の与力が見られる。
- (3) 触五〇三四では本文内容は省略されているが、それ以前の時期に出された同様の触書から推察するに、興行の予定時期を通知したうえで見物にくるよう触れ知らせる内容だったようである。
- (4) 開催延期の経緯は『大阪市史』第四下所収の天保十二年の触書のうち、触五四〇六、五四二五、五四四四に詳しい。
- (5) これについては『大阪市史』第四下の達二〇九八(四月十二日付)、および天保十四年の『公用日録』四月十九日付の記事がある。
- (6) 奉行所への届は「安政六年大倉六藏東海道紀行文」(大阪市大『文学史研究』三十三号、のち『大藏流小史』にも所収)、また滋岡への挨拶は「能役者の雅交―大倉宣義と大坂天満宮神主滋岡家をめぐって―」(『芸能史研究』一四九号)による。

ちなみに『滋岡家日記』(大阪大学日本史研究室蔵)安政六年四月十三日条では、翌日の大倉の挨拶回りを「廻勤」と表現している。

- (7) この勸進狂言については、天保六年十月十日付で、翌年四月中の興行が通達されている(『市史』触五一五〇)。
- (8) 『市史』触五八五八(嘉永三年八月二十九日)には、この勸進開催を知らせる触書がある。また、『近來年代記』下巻『大阪市史料』第二輯)にも、この勸進能について、  
 …新ニぶたいを立、境内一面ニ小家を作り、表口ニハやくらを上ケ、紫縮のまくをはり、毛やりを立、台ちやうちんを立、げんじうにしつらへ候所、北辺より行人日々ニ大はんしやう也。  
 との記述がある。
- (9) この年の『浮世見聞集』には同様に、三月二十六日と二十七日、六月四日の番組の写しが載るが、各々が永瀬の記した能記事とは若干日が異なっており、同一の催しであるかどうかは断定できない。
- (10) 肥後藩蔵屋敷での演能記録としては『浮世見聞集』にも、嘉永三年(一八五〇)八月十五日の「神事能組」の写しがあり、「翁」のほか能五番、狂言六番が演じられている。



◇永瀬筆の日録類にある能の上演（データはいずれも永瀬の表記による）

年月日	場所	内容
天保4・10・8	曾根崎	東方朔、草紙洗、山姥、撰待、土蜘蛛
6・3		福王甚五郎勸進能（二度延期の末）
7・4・11~20		山田藤右衛門勸進狂言
7・8・21		糟谷宇左衛門興行能 松風
8・10・14	榑村	能 枕慈童、熊野、七騎落、望月、船弁慶
8・11・11	榑村	稽古能 邯鄲、隅田川、羅生門、盛久他
9・8・27	榑村	稽古能
10・3・17		稽古能
10・4・5~		春藤源七郎勸進能 18日船弁慶
10・8・27	榑村	稽古能 田村、野々宮、道成寺、安宅他
10・11・11		古春左衛門宅稽古能 春日龍神、胡蝶
11・4・11	榑村	柳川金作稽古能 鉄輪、船弁慶、松風他
11・4・21	「御宮」	御宮御能 高砂、田村、遊行柳、芦刈他
11・4・22	榑村	稽古能 加茂、湯谷、谷行／二人大名他
11・10・16		藤田三十郎弘メ稽古能
12・8・22	榑村	小松原稽古能
12・10・3	常舞台(榑村)	稽古能 八島、三笑、蟬丸、安宅、海人
13・2・26	榑村	稽古能 嵐山、松風、隅田川／文角力他
13・8・16~23	榑村	勸進能 金春惣次郎
14・4・9	榑村	稽古能 鷺源右衛門
14・6・14	肥後屋敷	神事能 岩船、狂言二番
14・8・(28)		
~9・3	榑村	勸進能 鷺仁右衛門
嘉永元・3・8	榑村	能
元・3・29	榑村	能
元・6・7	榑村	能
元・8・7	榑村	能
3・8・29	天満能場	能
4・4・23~	天満天神	勸進能 大蔵千太郎
4・9・26~	榑村	稽古能
安政2・4・11~18	天満天神	勸進能